

No.3 多発している屋根、はり、もや、けた、合掌 - 墜落・転落の死亡災害事例（2020年）

2020年発生月時	発生時刻	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故の型 コード	労働者規模
12	8～10	被災者は、スレート屋根を更新する工事現場において、地上から高さ約15mの場所に位置するスレートを踏み抜き、地上に墜落した。建物周囲には足場があり、屋根上には3列の親綱が張られていたが、歩み板は無く、墜落防止用ネットを屋根上に広げる作業が途中まで行われていたが屋根を踏み抜いた箇所にはネットがまだ広げられておらず、墜落制止用器具も親綱にかけていなかった。	30209	415	1	1～9
11	16～18	倉庫のスレート屋根の張り替え工事をしていた被災者が、スレートの取り付けをしようとしたところ、スレート屋根を踏み抜き、約6.3m下のコンクリート床面へ墜落したものの。	30209	415	1	30～49
10	10～12	蔵の屋根の取替作業で、被災者が、既設の下地材の上に新しい下地材の合板を仮置きする作業を行い、他の2名が離れた位置で釘止めする作業を行っていた。屋根上で作業していた被災者の方から音がしたの で、他の労働者が振り返って確認すると、軒先に合板が引っ掛かり、被災者が地上に墜落して倒れている状況を見つけた。蔵の周囲には、くさび式足場が設置されていたが、手すりは1段で、荷上げのため一部のシートが取り外されていた	30202	415	1	10～29
10	8～10	木造2階戸建て住宅建設工事における上棟時、地上からの高さ約3.6mの足場又は梁の上から墜落し、被災者の右脇腹に足場2層目の建地が突き刺さったもの。	30202	415	1	1～9
	10	軽量鉄骨造2階建家屋解体工事に従事していた被災者が、屋根上で屋				1

10	～ 12	根パネル材の解体をしていたところ、屋根上から約5.7m下方の基礎コンクリート上に墜落し、意識不明の状態です。病院に搬送されたもの（意識不明のまま、後日誤嚥性肺炎により死亡）。	30202	415	1	～ 9
9	～ 14	被災者は、同僚2名と工場建屋の屋根（スレート下地金属板複合屋根、既存のスレート材に後から金属波板を取り付けた）上で外壁の腐食部分の撤去・清掃作業に従事していた。午前中に外壁腐食部の撤去作業が完了し、昼食休憩後、撤去した外壁の破片が屋根の上に落ちていたので、これを掃き集め片付ける作業中、下地であるスレート材及び上部の金属波板の腐食度合の高い箇所を踏み抜き、約8メートル下の工場床に墜落し、死亡した。	30201	415	1	10 ～ 29
9	14 ～ 16	作業員2名で2階建て戸建て住宅の2階屋根の補修作業を行っていたところ、1名が高さ約6.5mの軒先から地上へ墜落した。	30202	415	1	1 ～ 9
9	～ 16	自社工場の屋根補修のため、同僚1名とスレート屋根に上り作業を行っていたところ、被災者の足元のスレートが割れ、被災者はバランスを崩し、明り取りの箇所から墜落。屋根下に天井板（ベニヤ板）が設けられていたものの、同天井板を突き破り、地上まで墜落。墜落高さは4.28m。	10709	415	1	1 ～ 9
9	10 ～ 12	S造平屋建倉庫建設工事現場において、被災者が鉄骨に登り鉄骨のボルトの本締めを行っていたところ、天井下地材の薄板鋼板を踏み抜き、高さ約6.42メートルの箇所からコンクリート床面に墜落し、死亡した。なお、墜落防止措置は講じられていなかった。	30201	415	1	1 ～ 9
8	10 ～ 12	被災者は、倉庫屋根上（鉄骨スレート葺）を覆っている木の枝の除去作業を同僚と2名で従事していた。同僚がチェーンソーで木の枝の切断する係を担当し、被災者は切断する木を押さえる係を担当していた。被災者は、外部足場から倉庫屋根上に移動し歩いていたところ、屋根に取り付けていた明り取り用波板を踏み抜き、589cm下のコンクリート床に墜落した。	30209	415	1	1 ～ 9

8	16 ～ 18	5階建てアパート（40世帯入居可）の屋上に太陽光パネルを設置するため、屋上（広さ約9m×約70m）で設置済みの架台に太陽光パネルの設置に必要な金具を取付ける作業を行っていた。屋上では代表者を含む4名が作業をしており、各々が取付け作業をしていたところ、被災者がいないことに気が付いた同僚が探したところ、約15m下の地上に墜落している被災者を発見した。墜落制止用器具の取付設備はなかった。	30302	415	1	1 ～ 9
8	10 ～ 12	工場の屋外に設置している排気ダクトより異音がしたため、被災者がスレートの屋根に登り点検していたところ、当該スレート屋根を踏み抜き、約5m下の室内コンクリート床に墜落した。	11703	415	1	1 ～ 9
8	8 ～ 10	屋内機械室において冷凍装置のメンテナンス作業中、隣接する建屋に部品を取りに行くため、その最短距離となるスレート屋根上に設置してある2本の配管（幅25cm）の上を歩行していたところ、採光スレートを踏み抜き7.3m下のコンクリート床に墜落したものと推測される。スレート屋根には歩み板、防網等の設置はなく、被害者は保護帽及び墜落制止用器具を着用していなかった。	30302	415	1	1 ～ 9
6	12 ～ 14	スキー場のリフト乗り場（標高約800m）の床板の張り替えを4人で行っていた。床板を取り外した箇所の根太材（幅6cm、高さ9cm）に被災者が上がっていたところ、折れて4.4m下の地山に墜落した。4人ともヘルメットや安全帯は着用していなかった。作業は初日であった。	30202	415	1	1 ～ 9
6	8 ～ 10	木造住宅新築工事現場において、高さ3.42mの1階屋根上で、地面にいた者から外装用下地合板（97cm×3m・重さ約20kg）を受け取った後、地面に墜落したもの。建築物全周に外部足場の設置はあるが、被災者が墜落した箇所については建築物への出入口として開口部にしており、建地のみで足場板の設置無し。	30202	415	1	1 ～ 9
6	16 ～	2階建ての住宅の屋根の上において、エア・コンディショナー（エアコン）の室外機等の取付作業を行っていたところ、足を滑らせて屋根	80209	415	1	1 ～

	18	から約3.1m下の地面に墜落したもの。				9
5	10 ～ 12	テント倉庫の屋根の修繕作業を作業員5名で行っていた。うち1名が作業のために屋根の上にあった。他の4名が地上で作業に従事していたところ、突然、テント倉庫内から衝撃音が響き、その方へ駆けつけると、屋根上に上がっていた作業員がコンクリートの床に倒れていた。直ちに救急搬送され、搬送先で死亡が確認された。	30309	415	1	1 ～ 9
4	14 ～ 16	被災者は朝から事業場内でユニック車の荷台の片づけ作業に従事し、朝から現場作業を行い、正午頃に帰社し昼休憩を取った後、お昼頃から荷台の片づけ作業を同僚と再開した。被災者が単独で片づけ作業を行っていたが、夕方に被災者が工場内のスレート屋根を踏み抜き、約6m下の床に墜落した。墜落の際、壁に立て掛けていた丸鋸刃に頭部が接触した。	10909	415	1	1 ～ 9
4	10 ～ 12	平屋建て倉庫のスレート屋根塗り替え作業中、スレートを踏み抜き4.79m下に墜落したもの。	30202	415	1	10 ～ 29
4	8 ～ 10	工場の雨漏り修繕のため、屋根スレート板の張替え作業中、使用していた工具等を片づけるために屋根上を移動していたところ、スレートを踏み抜き約8.5m下のコンクリート床に墜落したもの。	30209	415	1	10 ～ 29
3	16 ～ 18	被災者は、単独作業で寺の屋根に上がって屋根板金を補修する作業中、3.8m下の地面に墜落した。被災時、寺の周囲には足場が設置されていなかった。また、被災者はヘルメット、安全帯を着用していなかった。	30202	415	1	1 ～ 9
3	12 ～ 14	被災者は堆肥小屋の屋根を補修するため、高所作業車を使用して屋根に上り、補修作業を行っていた。その際、屋根材を踏み抜き、堆肥の上に墜落した。その後、堆肥を攪拌するための攪拌機が自動で稼働していたため、攪拌部に巻き込まれて、切断された。	70101	415	1	30 ～ 49
3	8 ～	被災者は、所在する工業のスレート屋根上にて、屋根の棟部分の補修作業を行っていたところ、スレート屋根を踏み抜き、約9メートル下	30209	415	1	1 ～

	10	のコンクリート床に墜落し、搬送先病院にて死亡したものの。				9
3	16 ～ 18	木造家屋改修工事（建方作業）中、雨が降ってきた為、被災者において2階屋根全体にブルーシートを掛ける作業を行っていた際、東面屋根端部よりしゃがんだ状態で背中を外側に向けながら墜落。1階屋根～部分に墜落後さらにアスファルト地面に墜落した。（地上から1階屋根までの高さは3.16m、2階屋根までの高さは6.06m）災害発生から3時間半後脳挫傷により死亡。親綱等設備なし。墜落時保護用の保護帽のみ着用していた。	30202	415	1	50 ～ 99
2	8 ～ 10	屋根改修工事のため、スレート屋根上で資材の荷卸作業をしていた被災者が、スレートを踏み抜いて約5mの高さから墜落したものの。	30209	415	1	1 ～ 9
1	14 ～ 16	外壁の塗装工事現場において、高さ2.84mの屋根上に単管足場を組み立てる作業を行った。被災者は、クランプ1点で固定された長さ～4mの建地材をつかみ、足場上に上ろうとしたところ、建地材が回転し、屋根の上から墜落した。保護帽は着用していたが、要求性能墜落制止用器具は着用していなかった。	30209	415	1	10 ～ 29
1	10 ～ 12	病院の増築工事（S造2F建）において、鉄骨の組立作業を行っていた被災者が、梁材の上面（高さ約6.5m）から墜落し、脳挫傷により死亡したものの。移動式クレーンで吊られた梁材（1点吊）を支柱の取付プレート上に仮置きして、その梁材の上を移動していたところ、梁材がプレートから外れ、バランスを崩して墜落した。安全帯は着用していたが、墜落直前には使用されていなかった。保護帽は飛来落下用の物を着用していた。	30201	415	1	1 ～ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_37.html

